

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月三日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第九号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に規定する事務の項中

第11条第1項から第5項まで	銃砲又は刀剣類の許可の取消し	を
----------------	----------------	---

第11条第1項から第6項まで	銃砲又は刀剣類の許可の取消し	に改め、
第11条の3	年少射撃資格の認定の取消し	

同表の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）に規定する事務の項の次に次のように加える。

猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）に規定する事務	第2条第1項	猟銃安全指導委員の活動区域の定め
---------------------------------------	--------	------------------

附 則

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。